

2004年2月20日 欧州連合官報

COMMISSION DECISION of 16 February 2004

2004年2月16日の委員会決定

イタリアにおける低病原性トリインフルエンザの抑止措置の補完を目的としたワクチン接種の導入と、移動制限特別措置に関する決定 2002/975/EC の第2回修正

(公文書番号 C(2004)393)

(EEA 関連文書)

(2004/159/EC)

欧州共同体委員会は、決定の採択にあたり留意した事項は以下の4点である。

- ・ 欧州共同体条約
- ・ 共同体内市場の完成という観点に立って生きた家畜および製品の共同体内通商に適用可能な獣医畜産学的検査についての1990年6月26日の理事会指令90/425/EEC⁽¹⁾、および欧州議会と理事会の指令2002/33/EC⁽²⁾によるその最新修正、特にその第10条(4)項
- ・ 共同体内市場の完成という観点に立っての共同体内通商における獣医学的検査についての1989年12月11日の理事会指令89/662/EEC⁽³⁾、および規則(EC) No 806/2003⁽⁴⁾によるその最新修正、特にその第9条(4)項
- ・ トリインフルエンザ抑止手法の共同体への導入に関する1992年5月19日の理事会指令92/40/EEC⁽⁵⁾、および1992年5月19日の規則(EC) No 806/2003による最新修正、特にその第19条

委員会の具体的内容は以下の10項目である。

- (1) イタリアのヴェネトおよびロンバルディで低病原性のH7N3型トリインフルエンザの感染が起き、この疾患が急速に拡散したことが2002年10月に委員会に報告された。
- (2) それに続き、イタリア当局は感染の拡大を抑えるために、感染飼育群の殺処分による

淘汰などの積極的な行動を採った。イタリア当局は感染のそれ以上の拡大を避けるための補助的手法としてさらに、トリインフルエンザに対する 18 か月間以上にわたるワクチン接種プログラムの承認を求めた。

- (3) ワクチン接種プログラムは委員会決定 2002/975/EC⁽⁶⁾で承認された。この決定の中で、附則に示された地域におけるトリインフルエンザに対するワクチン接種に関する規則が定められた。この決定の中では、共同体内通商における生きた家禽、種卵、食用卵の移動制限などの一部の抑止手法も定められた。
- (4) 知見が増えたことで、承認されたワクチン接種プログラムを修正して、繁殖用家禽へのワクチン接種を可能にし、ワクチン接種の要項を改訂しているいろいろな種別の家禽、特に産卵鶏に適用できるようにする必要のあると考えられた。一部の種別の一定週齢以上の家禽の飼育に対する制限については、その集団でのトリインフルエンザ感染の蔓延における疫学を望ましく発展させることに配慮しながら、再検討する必要がある。
- (5) 低病原性トリインフルエンザの感染が見られる地点から定められた半径内にある地点に由来する製品に対して現在課せられている共同体内通商の制限は見直され、何らかの予防措置が採られることを前提にして撤廃される必要がある。
- (6) 委員会決定 2001/947/EC⁽⁷⁾によって承認された七面鳥用の「弁別検査 (iIFA test)」が現在ではさらに進歩しており、この検査をその他の家禽種、特に鶏に対して適用しても、ワクチン接種済の鶏に由来する生鮮肉の共同体内通商において動物衛生上必要な安全性が確保できなければならない。
- (7) 低病原性ウイルスによるトリインフルエンザ感染の発生数は、この数か月間で確かに減少している。しかし、ワクチン接種プログラムを今後 6 か月延長して、感染の再導入からの家禽群の保護を行なうのが適当であると考えられる。
- (8) それゆえに、決定 2002/975/EC も修正される必要がある。
- (9) さらに、委員会決定 2000/149/EC⁽⁸⁾、2003/153/EC⁽⁹⁾、2003/359/EC⁽¹⁰⁾、2003/428/EC⁽¹¹⁾ は、2000 年のイタリアと 2003 年のオランダとベルギーで起こった高病原性トリインフルエンザの流行との関わりを考慮して、失効される必要がある。

(10) 本決定に記されている手法は、食物連鎖・動物衛生常設委員会の意見に従ったものである。

上記事項を鑑み、以下のとおり、本決定を採択した。

第1条

決定 2002/975/EC で承認されたワクチンプログラムに対してイタリアが要求した、以下の特定の事柄に関する修正が、

- (a) 繁殖用家禽へのワクチン接種の可能性
- (b) いろいろな種別の家禽、特に産卵鶏において、その免疫状態に応じてその家禽に適用するためのワクチン接種要項の改変
- (c) ワクチン接種地域に由来する家禽に対する監視調査プログラムの改変
- (d) A/cK/Italy/1067/1999/H7N1 株を含むヘテロ型ワクチンの追加的使用
- (e) 特定の家禽種別における生涯にわたる継続
- (f) ワクチン接種プログラムの6か月間にわたる継続

本決定によって承認される。

第2条

決定 2002/975/EC は、以下のように修正される。

1. 第3条(3)項を削除する。
2. (a) 第5条(1)(c)項の「3キロメートル」を「1キロメートル」に変更する。
(b) 第5条(2)項と(3)項にそれぞれある「七面鳥」という語の後ろに、それぞれ「および鶏」という語を挿入する。さらに「七面鳥の肉」という語は、「七面鳥と鶏の肉」と読み替える。
3. (a) 附則 II の第1段落の「七面鳥」という語の後ろに「および鶏」という語を挿入する。
(b) 附則 II の第2項は次のように置き換える。
 2. イタリアのワクチン接種区域に由来する七面鳥および鶏の生鮮肉を加盟他国へ発送する目的での検査の使用

トリインフルエンザに対するワクチン接種を受けた七面鳥および鶏に由来する肉は、その鳥の全個体が同一の建造物の中で飼育されている場合には、ワクチン接種済で屠殺予定の七面鳥もしくは鶏の 10 羽以上から血液サンプルを公的な獣医が屠殺の前 10 日間以内に採取しているという条件を満たしていれば、加盟他国に出荷してよい。ただし、その家禽が複数の群に分けられていたり、複数の鳥舎で飼育されている場合には、その農場の各々の群もしくは鳥舎あたり 20 羽以上のワクチン接種済個体を無作為に選んでサンプルにしなければならない。

第 3 条

決定 2000/149/EC、2003/153/EC、2006/359/EC、2003/428/EC は失効とする。

第 4 条

本決定は、加盟各国を対象とする。

2004 年 2 月 16 日、ブリュッセルにおいて採択された。

委員会代表

David Byrne 委員

(¹) OJ L 224, 18.8.1990, p. 29.

(²) OJ L 315, 19.11.2002, p. 14.

(³) OJ L 395, 30.12.1989, p. 13.

(⁴) OJ L 122, 16.5.2003, p. 1.

(⁵) OJ L 167, 22.6.1992, p. 1.

(⁶) OJ L 337, 13.12.2003, p. 87. Decision as amended by Decision 2003/436/EC (OJ L 149, 17.6.2003, p. 33).

(⁷) OJ L 315, 1.12.2001, p. 61.

(⁸) OJ L 50, 23.2.2000, p. 22.

(⁹) OJ L 59, 4.3.2003, p. 32.

(¹⁰) OJ L 123, 17.5.2003, p. 59.

(¹¹) OJ L 144, 12.6.2003, p. 15.